

## 亀本洋『法哲学』 （成文堂 2011；627頁＋viii） — 書評<sup>(1)</sup>

阿 部 信 行

重厚かつユニークな法哲学（教科）書が登場した。読後に何度も次のことばが思い浮んだ — 《新しい哲学は、具体的事物と具体的価値の中にしっかりと根ざすものとしたい。その哲学において展開される抽象的、一般的原理は日常生活における具体的、個別的な事物ならびに価値に結ばれることになる。どぶんと飛び込んで具体的事物と価値の底深くにひたると共に、すぐさま空高く飛び上がって抽象原理の域にゆきつくだけの肺活量を持つ。さらに抽象原理の雲の上で長く昼寝することなく、また具体的事物および価値の海中にもどるだけの元気がある。この行きつ戻りつのコツを心得たものこそ、あるべき哲学者なのであり、水陸両棲のこの技術を人々に植えつけるものこそ、新時代の哲学教授法だ。これは新しい工夫と熟練を要する》[鶴見俊輔『アメリカ哲学・新装版』講談社学術文庫343頁以下]。

「行きつ戻りつ」をよくやったと思った。その次第に立ち入る前に、本書全体の構成と特徴を示す。§ 1 法哲学の精神（1-33頁、以下頁略）— § 2 法的思考（34-115）— § 3 法律関係（116-155）— § 4 自然権と国家（156-213）— § 5 政府の役割（214-259）— § 6 市場と競争（260-334）— § 7 市場と法（335-420）— § 8 正義の概念（421-465）— § 9 分配の正義（466-543）— § 10 リベラリズムと法（548-601）— 文献一覧・索引等。ご覧のように、法律家特有なものの方や考え方・論じ方をあつかった法学方法論、政治哲学・経済フォーラム論・新旧正義論からなる法価値論、そしてリベラリズムの一解釈を基軸とする法概念論というかたちで概ね三部門的に構成されている。注目すべきは、あえて経済フォーラム論とよんでおいた部分である。現代の標準的な〈市場経済〉理解の背理を指摘し、関数上

の曲線でも点でもなければ理念でもない「制度としての市場」に焦点を合わせ直そうと試みるふたつの章 § 6 と § 7 である。この両章は直接には、市場か政府かの(再)分配論争に発する現代正義論の中心問題(§ 8)に向けられた「準備作業」(260)をなすものだが、法の生成・制定から法曹集団やその教育養成の自生・法制化をへて国家じたいやその各種政策・経済体制の形成・選択／組み合わせ・内部分化等の諸問題にまでおよぶ遠大な射程をもつものであるから、両章合わせて全体の三分の一を占めることはさほど意外ではない。この異例なほど重・大な部分は、翻っていえば「具体的事物と具体的価値の中にしっかりと根ざす」(鶴見)ための巧妙な仕掛けであり、評者のみるところ、本書全体のいわば心臓部として、本書に際立った現代性、類書にないユニークな厚重さをもたらしている。そして個々の章に対しても、数々の新鮮な洞察や再考のきっかけをもたらす。いま二例あげよう。まず冒頭、第一章に対して。順に全章を読み終え § 11 として再読するとき初めてわかることだが、「事実を見すえ、自ら考えよ」——逆順でなく、どちらかだけでもなく——という「法哲学の精神」をその根底で支え裏づけるツールの一つをもたらしている(なおもう一つのツールは、16・17世紀「神々の闘争」の所産にしてその第Ⅲ期たる現代も絶えず再確認を要するところの暫定協定として捉えるべしと主張される《「良心の自由」、あるいはその非一神教文化圏では「間違ふことの自由」、を中核内容とするリベラリズム》観である(564))。いいかえれば、経済学的視座／思考様式の「加上」による法哲学の厚み付け＝新現代化の要請である。また末尾の第十章では、法を概念や理念としてよりむしろ一種の事実すなわち「形態」(ないし制度)として捉えるべきことが推奨されるとともに、その範として、イデオロギーにおいて対極的ながら同じく市場(とその影)を凝視し続けたハイエクとパシュカーニスふたりの法概念論が取り合わせの妙よろしく引かれるところなどである。先を急ぎすぎた。話を戻そう。

「行きつ戻りつ」のための新しい工夫とは何か。二つあげたい。まず原典主義の復活、すなわち古典注釈と判例原文読解の手法である。亀本は両者をヨーロッパ法律学の伝統の中から再掘し活用している。手だれなわけである。法哲学関連の原典読本（Readings）が未整備なわが国では新鮮にさえうつる。さて前者、古典引用と注釈の手法は、本書全体で貫徹される。管見では伊藤乾編著『原典による法学の歩みⅠ、Ⅱ』（講談社1973、信山社1998）以来の快挙ではないか。重厚さの外因（物量）ともなるが、古典書の要約的解説に終始する通常の手法がもたらしがちな隔靴搔痒の感を取り除く効果がある。読み応えがある。また後者、判例読解の手法は二箇所で行使される。第五章では、かつて古典的自由主義者A.スミスが国富論でみせた政府役割の意外な広さ（「軍事と夜警のほか若干」）を前半後半での現代自由尊重主義者ノージックの最小国家論との対比をきかせながら再確認した上で、福祉国家時代と夜警国家時代のはざま、1905年米国でのロヒナー事件連邦最高裁判決が、また第二章「法的思考」では1960年代（福祉国家盛隆期）のわが国で三次にわたる変更をみた一連の利息制限法事件最高裁判決が、いずれも、多数意見と反対意見の衝突まで含めてとりあげられる。本書が法哲学の研究書としてのみならず教科書の役割も担わされている以上、法律家と素人の違いについてや実定法学・基礎法学上の基本事項などについて補足説明が適宜さしはさまれるのは当然だが、特筆すべきは意見の取り上げ方にある。法廷意見形成の動態・力学が暗示される一方で、各判事に対して奪われた固有名を与え直し、生ける判事の個々の意見をその論理はもとよりレトリックや思考・態度の次元に潜り込み分析した上で各判事への評定にまで踏み込んでゆく筆づかいは、きわめて新鮮である。かつて亀本がその「法的議論理論」研究において理性主義的なアレクシー理論と制度論志向のマコーミック理論を並べて紹介検討した後、ガスキンを手本に、法廷弁論の行方を実質上にぎる挙証責任とその分担の検討へと進んでいったことを考え合せてみるならば〔参照、亀本『法

的思考』(有斐閣2006)」、本書の判例読解はその延長線上にあるともいえよう。ただそれを通常の判例分析とも弁論術的あるいは記号論的それとも分ち決定的に異質独自たらしめているのは、亀本がみせる横田正俊判事とホームズ判事への共感でありその理由である(108, 115: 235-237)。もっとも、共感の深い理由は十全に示されているわけではないが、背景に亀本のいう法哲学の「精神」——すなわちイデオロギ(考え)先行を排し先ずはそのつどの歴史社会の実態・動向(ようするに事実)をよく見・よく調べよ、とする精神——が息づいていることを考え合せれば一定の示唆は得られよう(cf. 339, 598, 340, 395f.: 400, 357ff., 233)。そしてそれは、第二章の人間くさささえ漂わせる裁判官群像の具体具象性が(法律家特有の思考枠組/純粹悟性概念であると同時にあるいみで冷徹な生活観・社会関係観をもあらわす)「法律関係」概念の、高度に抽象的論理的な分析をホーフェルトvs批判者の構図で描きだす第三章「法律関係」へのまさに跳躍盤とされているのと同様、判例読解の深みから第六・第七章の高度に原理的理論的な「経済フォーラム」論の高みへと飛び上がれば、もっと明らかとなる。

さてもうひとつの工夫、経済フォーラム論は手だれというよりも武骨である。それは、経済学に学びその精神(=ものの見方・考え方)をえた著者からの法哲学界への贈り物といえる。しかも二重のいみで。第一に、政府の役割に比肩する市場の役割を見定めるためにはまず「市場とは何か」が的確に把握されていなければならず、今日ではその訪ね先は経済学であって、そこからの基本的知見がふんだんに提供されるという意味においてである。だが第二に、(ホームズ判事のように我々も問おう——)どの経済学理論なのか。リアルな市場と称してイデアとしての市場に引きずられる錯認錯誤に満ちた理論もあれば、歴史哲学や観念論理の優先に陥り市場の機能態様(正/逆/不全)の観察・調査から離れてしまった理論もある。したがって適切な理論選択なしに人間や社会・自然界の事理条理をも

とめて経済学に赴いても、「抽象原理の雲の上で長々昼寝」するだけで「また具体的事物および価値の海中にもどるだけの元気」を失う可能性すら法哲学（実定法学）にもたらしかねないのである。亀本の贈り物はその予防ないし防止に資するといえよう。市場とは何かその答を求めて膨大な量の経済学書や「法と経済」書を渉猟してみたものの、失望を繰り返したであろう挙句に著者が見つけ出したものは何か。それは、現代の経済学者から忘れ去られたC.メンガーの経済学と、現代の主流派経済学から市場の「外部性」の提唱者として周縁化され・継子扱いされる「取引費用 (transaction cost)」の発案者R.H.コースである。この二人、ということに、だから格別の意味がある。

第六章「市場と競争」は、「現代の経済学者であれば一秒で理解し一分で教えるような内容を遅々として進む」C.メンガーの理論が主役にすえられる。ここで本書の難易度計は振り切れる。メンガー理論じたいの内容の緻密さ故のことでもあるが、そもそも彼が「価値」概念の主観革命（289, 291f., 306）および限界原理革命（330）の遂行者の一人としてその後の現代経済学を切り拓いたパイオニアの一人に学史上位置づけられることもあってか、現代・新古典・古典各派経済学者たちの数多な基本概念との執拗なすり合せが亀本によって同時になされているからでもある。こうした主役と脇役が織りなすマイクロ経済学のパノラマが本章によって一挙にひらけることが本書の利点だが、その半面きつい錯綜への忍耐を読者は強いられる。ではその末にパノラマのなかに何が見えてくるか。見所は一般均衡論のワラスでなく牛歩のひとメンガーの歩みにあり、そのメンガーが方法的個体主義（280）に徹し、現代の攪乱因たる「貨幣」（286f., 209, 339, 341, 384, cf.413）も微積分等の高等数学も排するという実に慎重かつ貴重な姿勢を保持しながら、右手に素朴四則計算によるメンガー表、左手にストイックさすら漂わせる厳格に規定された精密な概念群を手にも牛歩の末にたちあげる、市場の原像、がそれである。[それは、競争的取引に先行さ

せて相対取引と双方独占、要するに素朴な物々交換の世界を分析する理論方略(406 fn.125)から得られる市場像であり]その要点のみとりだせば、市場とは交換の定型ないし制度であること、それが成り立つためにはリアルな諸条件が不可欠でそれらが執拗に追求され明示されること、価格(交換比率)が決まる／を決めるにはコスト=費用がかかる(!)という厳然たる事実、そして全体社会における経済システムの働きにおける市場の役割は価格形成費用の削減機能にあること、が示される。その結果、需・給両曲線の交差点たる均衡点としての価格にもとづく市場理解の盲点が摘示され、また完全市場(完全=需・給・交換比率に関する完全情報)とセットで語られる競争市場すなわち「完全競争市場」概念の幻想すれすれな理念性が明らかとなる。

第七章「市場と法」は、こうした完全競争市場の説明から始める主流派経済学を「黑板経済学」と批判し、「取引費用」の概念によって(それを止揚すると同時に)「制度としての市場」理解をさらに二歩——すなわち市場から「企業」へ、そして両者を規制する「慣行・法」へと——前進させたR.H.コースの経済理論を扱う。章の前半は経済学(教育・教科書・正解)との比較による「もう一つの法律学方法論」(法曹養成論・法学の性質論・制定法の解釈カノン論)とも読める。またく法学者系統の「法と経済」は不要、本物の経済学者が書いた「法と経済」からこそ学べしとの著者亀本の直言は耳に痛い。一方、「本物経済学」者コースが登場する後半は、「外部性」論議の花咲く「コースの定理」のいわばゼロ重力・ゼロ摩擦の世界にではなく(cf.395)、「取引費用」概念の切り拓く「恐るべき[理論]世界」(406)に力点が置かれる、またそこから「市場とは何か」という経済フォーラム論の出発点の問への最終解答が与えられる。亀本によれば、コースの理論世界は恐しく・懐が深い。すなわちピグーら旧・厚生経済学派をはじめ経済学者の業績の相当部分が無意味だとする批判の破壊力は恐ろしく、また黑板経済学の「完全競争」理念も規制への着目によっ

て市場の特殊事例（集約型市場）にかろうじて取り込む（382, 395）ところなどはいかにも懐が深いというのである。そしてひとえにそれを可能にしているのが、「取引費用」という包括的概念である。これは、遠くメンガーの価格形成費用にも繋がると著者はみているようだが（384）、直接には「なぜ市場があるのにそれと並んで企業があるのか」と非常識にも発問した若き日の経済学徒コースが自ら解答のため開発した分析ツールである（答：市場の「取引費用」が企業のいわば「組織化費用」より高いとき組織としての企業は発生する）。もっとも分析的ツールだといっても、頭の中だけでなく、その外すなわち我々生身の人間に現前するもの、実体あるものだと主張される（380 引用VII-13）。コース世界の周縁部はさておき中心部にある、市場も企業も・またそれらへの法・政策等の規制もすべて実体のある制度なのであって、取引費用削減機能をもつからこそ存在する。実体性を担保するこの取引費用概念を、しかし亀本は敢えて定義しない（380ff.）、法の解釈運用の場面でときに「具体的妥当性」がコトバとしてだけ振り回されるのと同類の倒錯を危惧するからである。その代わりに、事実を目をむけ・実態調査に赴かしめるべく発見術的（heuristic）な使用をすすめる。評者はそんな亀本から三つの点で刺激をうけた — 所有権制度・契約自由・営業自由・企業設立自由等の私的法体系だけでなくなぜ国家法も存在するのかという問い立て（385）、ホプソンのアナーキーから権利の初期設定への「移行」場面も一種の取引費用（「組織化費用」）の観点から分析できるはずとする課題設定（389）、そして統計的有意性の難問を残すとはいえ旧存社会主義国家も福祉国家も巨大「企業」でありその企業費用を市場利用費用と比較研究してみよと提案する発想の柔らかかさ豊さ（419f, 387）である。ではこれらの基にあるコース理論とは要するに何であったか。誤解曲解をこえてその原点と目標から再確認しよう。原点の課題 — 《[正しい] 経済理論を用いて、企業、市場、そして法が [全体社会における] 経済システムの働きのなかで果たす役割を検討していくこと》（377）、そ

の目標 — 《国家・企業・市場の最適な役割分担をもとめるのがコースの目標…である。それが、どのようなものであるかは、事実がどのようなものであるかにかかっている》《彼の理論じたいはイデオロギーから中立である》(417) と。

さて以上の、長かった第六章第七章「経済フォーラム論」をまとめよう。出発点の問「市場とは何か」には次のように(一応の)最終解答が与えられる。《コースにとって、「市場」とは、完全競争市場のようなたんなる理論上の概念ではなく、現実に機能 [= 交換の取引費用を削減する機能] をはたす制度であり、実体のあるものである。そのかぎりでは、まず市(イチ)とか市場(イチバ)を思い浮かべたほうがよい。例えば、築地市場とか東京証券取引場…。[改行] 通常の経済学では、豆腐を豆腐市場 — そのようなものはおそらく存在しないが、なぜ存在しないかも取引費用によって一部は説明できるだろう — で買うのと、回ってきた行商人から買うのと、豆腐屋で買うのと、スーパーで買うのと、たまたま作った隣の人から買うのとは区別されない。取引費用がゼロならば市場は…存在する必要がない。実際、取引費用を考慮しない経済理論においては、「市場」は、言葉があるだけで、内実がない》(379)《標準的経済学が前提とする取引費用ゼロの世界に「市場」は実体として存在しない…。「市場」は、取引費用を考えてはじめて、経済学のなかにその位置を占めることができる》(416)。

経済フォーラム論のこの帰結から、さきあげた判例読解での謎も解ける。いずれも社会経済政策的立法の、それぞれ解釈・合憲性が争われた事件であった。亀本のみせた共感は「生半可でない法律知識」の横田・「どちら[の経済理論]もだめですよ」のホームズ両判事に向けられていた。その深い理由は両者が、正機能する民主的立法府という窓口経由でだが、「事実」世界への「見＝開かれ」た眼＝態度を判断の試金石に据えていたから、であろう。なお前者は歴大な関連法令の代替補完性および運用実態に、後者は連邦憲法規定の許容幅内での州立法の経済理論選択における理論の質の問題に、それぞれ絡ませながらという相違はあったのだが。

それだけではない。残りの各章に対しても経済フォーラム論は新鮮な洞

察をもたらす。第八章「正義の概念」は主にアリストテレス正義論の分析であるが、矯正的正義と応報的正義の関係など評者は初めてスッキリした説明に出会った。市場概念の追求とそこで獲得した主観革命の成果 — 使用価値は交換価値から説明可能であること、客観的な等価交換概念は終焉をむかえざるをえないこと — がじつによく効かされている。第九章「分配の正義」でもそれは有効である。否定・肯定両論が公平にとりあげられているが、ここでは特に後者に注目しておこう。伝統に倣いdesert概念を一部根拠にとりこむD.ミラーの多元主義的 — 「連帯的」と「ナショナルシチズンシップ的」と「道具的＝市場的」という三種の関係にそれぞれ必要・市民的平等・貢献desertの各原理に応じた分配を説く — 分配的正義理論に対しては、市場関係における分配の規準とされた「貢献」概念の経済学的無意味性などを理由に、また、desertを放棄し代わりに「格差原理」を中核にするロールズ正義理論に対しては、格差原理の三義性やそれらの両立可能性等々の検討を踏まえ、いずれの意味でも格差原理は（規範的）「立法指針として使えない」ことを理由に、ミラー説・ロールズ説いずれもが棄却される〔なお後者についての検討はその後、原理自体の正当化等の論点もくみこみ体系化をほどこされて、亀本『格差原理』（成文堂 2012）として今春刊行された。そこには、原理を理念に・況や理想に祭り上げず、海あり泥沼ありの地上にとってかえし税制問題として追求することでロールズ理論の具体化可能性を見極めようとする試みの徹底がみられ、これは亀本の功績である。設例考察に限界分析の手法が光る〕。結局ロールズ・ミラーいずれに対しても厳しい結論がくだされるが、その由来はといえば、「天から降ってきたものを分配する」という発想ではなく「分配の問題は生産と独立には論じられない」という冷徹な「事実」に目をむけよ、したがって単なる説得論や道徳論でも倫理学的政治哲学でもなく（希少性・代替性や強制・権力などの制約下で考え進めざるをえない）「制度」論の観点の主軸とする著者のいわゆる「専門的法哲学」の立場にある

(522, 546, 562 fn.20, 457) と言えよう。なお専門的法哲学とは素人的法哲学と対比され、「素人の」法観のみならず「法律家の」法観をも扱うとされる(19)。

最後に、二点をのべて結びとする。いずれも、亀本「法哲学の精神」— 事実をみすえ、自分で考える — の前段と後段の関係、およそ経済フォーラム論とリベラリズムの関係に係わる。まずは後段「自分で考える」を支える思想的ツールに焦点を合わせて。

(1) どのリベラリズムか? ハイエキアン・リベラリズムか?<sup>(2)</sup> — 精妙だが厄介な思想性が問われる、後段「の本陣」に踏み込むのはようやく終章、法概念論を扱う第十章においてである。そこではじめて著者の思想的立場が明かされる。《リベラリズムと不可分に結びついた法の観念とそうでない法の観念とを区別することが法の理解にとって死活的に重要だと私は考える》(549) と。《「良心の自由」 — 信教の自由をさす言葉だが、一神教を信じていない日本人にもわかりやすい言葉でいいかえれば「間違ふことの自由」 — を中核的内容とするリベラリズムは、もともと、数多くの死人を出したあげくの戦略的妥協の産物 — 「暫定協定」(modus vivendi) とよばれるもの — だったのである。…しかも「本当に関心をもっていることについては寛容になれぬ」のが人間ゆえに。リベラリズムの理想が実現されることは決してない。ミルのこの診断は、今でも正しい》(565) と。

前章でふつうの人々が既存の制度(プラクティス)を批判する際に今日でもなお利用するdesertの観念に後ろ髪惹かれる所を多々みせたものの、結局は社会的正義(分配的正義の規範的理論とその応用可能性)に否定的判断をくだした亀本が、ここ最終章でこだわりをみせる、リベラリズムのミル的な「本来の意味」に対しても、またその中心内容とされるものに対しても評者に異論はない。また、法の一般理論の最高峰と絶賛されるパシュカーニス(589 fn.72)と並べて絶賛されるハイエク(590)に対する筆者亀本の論評も、じつにフェアで的確だと思う。例えばこんなくだり

ある — 《「勝てば官軍」の原理によって個人的自由を擁護するには無理がある。…道徳的原理と集団の滅亡を直結させるというのは、あまりに非科学的ではないか。[改行] 結局、自由の原理を支えるのは、個人個人の自由への信仰または信念しかない》(586)、《ハイエクの…議論は、自由の原理に支えられた市場経済体制が個人的具体的知識の利用の仕方の点で劣る経済統制体制よりも、物質的にもより豊かであり、結局は全員にとってもよりよいものであることを示唆して、自由社会を擁護するもののように見える。しかし、万一、いわば「不自由社会」のほうが物質的に豊かであり、ほとんどの人がより幸福に感じたとしても、なお、われわれは自由社会を選ぶべきである、というのがハイエクの本当の主張であると私は理解する。[改行] ここにもまた「神々の闘争」がみられる。リベラリズムという「一段と高い立場」自体がそうした闘争に巻き込まれているのである。帰結や理由によって正当化するという問題ではない。そのような正当化の営み自体が意味をもつ社会をとるか捨てるかという問題設定が議論戦略上採用されている》(588) のである。《ハイエクは、市場における取引費用は軽視しており、コースに比べれば「市場」を漠然と考えている》(id.fn.70)。こうしてみると、未完の理想も社会内の生に結びつけられており、ハイエクへの感溺もない。のみならず感溺回避の姿勢はハイエクのみならず全ての論者に対して貫かれる。したがってハイエキアンというよりも「亀本風」リベラリズム、これが「どのリベラリズム？」への答となろう。しかも急いで付け加えれば、それは「行きつ戻りつを忘れぬ」リベラリズムであり、その戻りつの筋金となる装置が、評者の見るところ、経済フォーラム論、就中「メンガーとコースの両理論」だったのである。

(2) 開かれの法哲学は可能か？市場の理論から法哲学各論へ — パトナムの常識的実在論への回帰 [『事実／価値二分法の崩壊』（法政大学出版局2006）] を想わせる亀本の「事実」概念とそこにおける「ふつうの人々がもつ常識的な事実観」への信頼とに対してや、それに直結する新カント派の功罪論 — 亀本は「法の純粹概念」ないし先験的方法に照準する余り

(14-17)、「Geltung」概念の位置価を全面的に看過している点 — に対しての哲学的詮索はさておき、最後に注目すべきは次の点にある。亀本のいう法哲学精神の前段(=事実面)を支える柱の1つ「メンガー・コースの市場理論」に対しても惑溺回避は容赦なく貫かれる。正しい経済学理論はイズムと必然関係にはない、せいぜい《事実に関する方法論的仮説、つまり人間行動を観察する視点だけだから》(481)であると再確認される。それだけではない。すべての隣接諸学に対しても、市場フェチ・統制フェチ・商品フェチ・真理フェチ・権力フェチ・倫理フェチ・法律家的フェチ…およそ一切の「フェティシズム」への警戒が説かれる(566, 589)。驚くべし、「開かれの法哲学」。しかしそんなものが可能なのだろうか。成否の判断は、亀本法哲学およびその精神の内的構造からして本書では完結しえず、「法哲学各論」の場に移されるであろう。「専門的法哲学をやると宣言して、法哲学各論まで行くつもりだったが、…あきらめざるをえなかった」(はしがき, i)。いや、あきらめないでほしい。市場のみならず贈与・互酬へも着眼するC.ポランニーの市場相対化論や、広中民法学とそれにつらなる人々の無償契約論の問題意識<sup>(3)</sup>をも組み込んで、ミラー理論の再構築・ロールズ理論(とくに格差原理I)の再規範理論化・そして歴史的諸市民社会に生き続けるdesert観念の救済をめざすべく総論部の補強に努める一方で、市民社会とよばれる地上の泥沼と津波さえ送りだす深い深い海の中に元気よく潜りこんでほしい。次作「民法の法哲学」に期待する。

- (1) 先行の書評に章別式の島津格「ブックレビュー：常識を疑うための異形の入門書」(法律時報84巻3号)がある。本稿は体系的共時的書評をめざす。また田中成明「なぜ<法理学>? <現代>? — 『現代法理学』刊行まで漕ぎ着けて」(書齋の窓2012年4月号3頁)は亀本書のスタイルを「ユニーク」と称す。
- (2) これは、第6章でメンガーが登場して以来の評者の疑問点であったが、じつはそれと並ぶもうひとつの疑問点があった。— メンガー理論で行けるか? この疑問は、メンガーが『国民経済学原論』初版(1871)刊行後、改訂に取り組むもついに成らなかった、との報告に由来する[参照、八木他編『経済思想史』(名古屋大学出版会1999)、II-2「カール・メンガー：主観主義の経済学」]。初版のメンガー理論の

基底には厳格な人間像がすえられていた。「もの」と因果関係にたつ「欲望充足」という規定（280 引用VI-9）、価格を度外視した必要量という需求の規定（289 引用VI-13）、この両者からは、夾雑物を排して「もの」と向き合い、攪乱因を排して自らの「欲望－充足」に正対する「人間」、という非常に厳格な人間モデルがあった。その厳しさは、自らの欲望を感知し・もの — 欲望の充足感を正確に感知し統御するとされた点はもちろんのこと、ものと欲望との因果関係が端的なそれであって相当因果でない点に際立つ。ウェブレの現代世界から遠く離れて古代唯物論の世界を髣髴とさせるように思われる。「感覚は過たない」 — この古代唯物論の認識論的根本命題【『エビクロス』岩波文庫11頁注5】にも相通ずる「欲望は過たない、欲望をみつめる自己も過たない、ものによる欲望の充足感をみつめる自己も過たない」という初版の公理的前提が、しかしもしオーストロ帝国の文化的爛熟や社会動乱下の人間観察を理由に撤回されたならば、どうなるか。端的な因果関係が目的－手段性（目的合理的関係）に書き改められたらどうなるか。思うにメンガー理論は瓦解し、その上にコース理論を敷設して成立する亀本の経済フォーラム論も崩れるのではないかと危惧されたのである。しかしたとえメンガーに動揺があったとしても、その動揺の内実には踏み込んでみなおせば懸念は解消される。すなわち、限界原理は揺らがない（ただし、初版の人間学的基礎づけとは別な（例えば大脳生理学的な？）基礎づけが必要となろうが）、したがって最後の水一杯、最後の単位量というマージン部分だけに着目し・その他の一切の部分を見捨てるべき。こうすれば、理論の少なくとも核心部分は堅持できるかもしれない、と思ひ直した次第である。純粋経済学とも称されるメンガー理論の成否ともかかわる重要な論点なので、M.ウェバーの精神物理学へのコメント論文（「限界効用学説と<精神物理学の基礎法則>」）などの再検討とともに今後の課題としたい。

- (3) 広中俊雄「有償契約と無償契約」（同著作集2『契約法の理論と解釈』創文社、4-43頁）および林信夫・佐藤岩夫編『法の生成と民法の体系』（創文社 2006）第1部「無償行為論」への寄稿論文、大村敦志「無償行為論の再検討へ — 現代におけるその位置づけを中心に — 」と高橋清徳「関係の無償性と対象の無償性」を参照。

（本学法学部教授）